



栃木県公報

令和3(2021)年
9月15日(水)
号 外
第46号

目 次

訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正..... 1

訓 令

栃木県訓令第十三号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年九月十五日

栃木県知事 福田 竜一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和二十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。
別表美術館の部及び博物館の部を次のように改める。

美術館	美術館に勤務する職員	4週間で平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間でつき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
博物館	博物館に勤務する職員	4週間で平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間でつき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

別表危機管理課の部を削り、同表消防防災課の部及びひとり暮らし男女共同参画センターの部を次のように改める。

消防防災課	航空消防防災業務に従事する職員	4週間で平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間でつき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることがで	午後0時から午後1時まで
-------	-----------------	---------------------------	-----------------------------	----	---	--------------

					きる。	
とちぎ男女共同参画センター	とちぎ男女共同参画センターに勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

附 則

この通令は、公布の日から施行する。

(令 長)